

令和7年度おためしナガノ運営支援業務 公募型プロポーザル審査要領

1 目 的

令和7年度おためしナガノ運営支援業務を実施する委託事業者の選定を行うにあたり、応募事業者の審査に関し、必要事項を以下のとおり定める。

2 審査委員会の設置

優れた提案者を選定するため、令和7年度おためしナガノ運営支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成等

（1） 任務 審査委員は、委託候補者となる事業者の選定に関することを審議する。

（2） 審査委員

ア 審査委員は次に掲げる者とし、委員長は産業立地・IT振興課長が、副委員長は産業立地・IT振興課企画幹があたる。

	所属	職名	備考
1	産業立地・IT振興課	課長	委員長
2	産業立地・IT振興課	企画幹	副委員長
3	産業立地・IT振興課	課長補佐兼 ITバレー推進係長	

イ 副委員長は、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

（3） 会議

ア 審査委員会は、委員長が招集する。

イ 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。（出席できない委員は、代理者を指定し、出席させることができるものとする。）

ウ 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

エ 委員長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に替えて書面により委員の意見を求めることができる。

4 審査方法等

（1） 審査対象 提案書、添付書類及びプレゼンテーション

（2） 審査基準 別添「審査基準表」のとおり

（3） 採点方法 別添審査表の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価とする。

5 委託候補者の決定

選定方法

（1） 別添「審査基準表」の項目ごとにあらかじめ定めた配点による評価し、項目ごとの各委員評価点の平均点を「委員会評価点」とする。

（2） 委員会評価点合計結果が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を見積業者に選定する。合計得点が同点の際には、審査委員の協議により決定する。